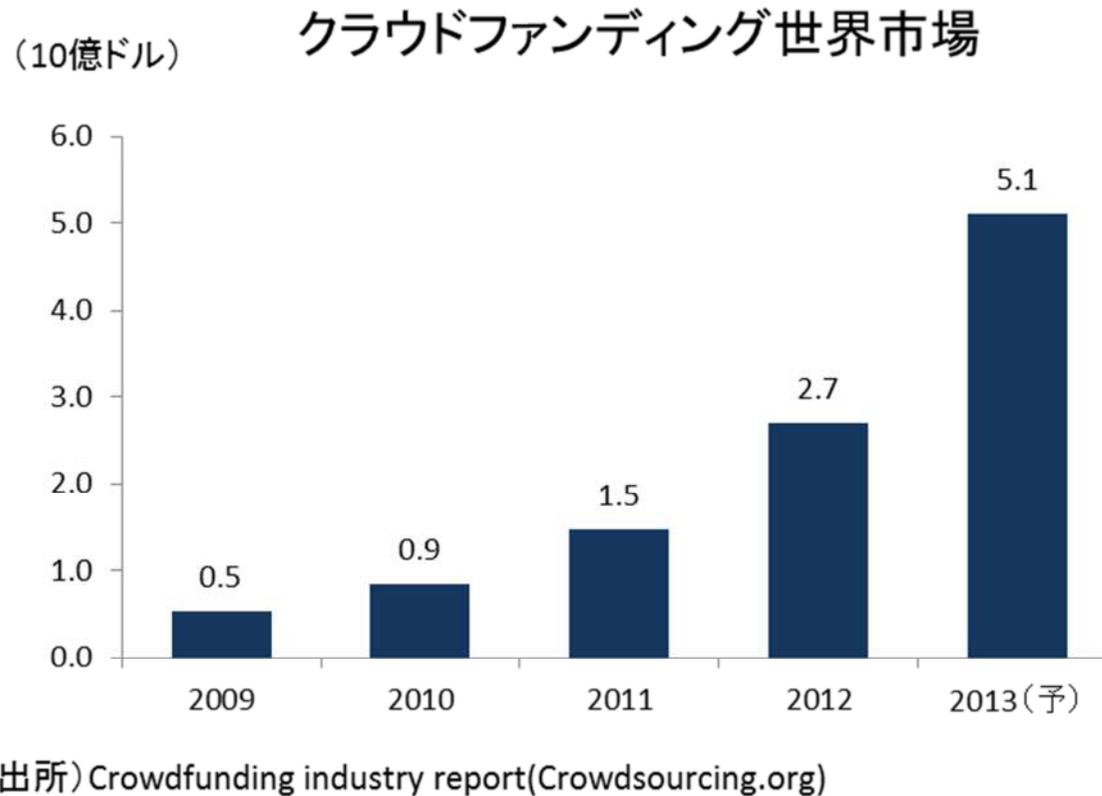


参 考 資 料

世界のクラウドファンディングの現状

- 世界でのクラウドファンディングを用いた資金調達額は、2012年で26.7億ドル、2013年（予測）で51億ドル。
- 地域別（2012年）では、北米16億ドル、欧州9億ドル、アジア0.3億ドル等。



※ 世界 308 クラウドファンディングプラットフォームのデータを基にした米国 massolution 調べ。

世界のクラウドファンディングの概況

類型	寄付型	購入型	投資型
概要	ウェブサイト上で寄付を募り、寄付者向けにニュースレターを送付する等	購入者から前払いで集めた代金を元手に製品を開発し、購入者に完成した製品等を提供する等	運営者を介して、 ・事業者が発行する株式を購入する ・投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、出資を行う
対価	なし	商品・サービス	事業の収益
主な資金提供先 (日本の場合)	被災地・途上国等の個人・小規模事業 等	被災地支援事業、障害者支援事業、音楽・ゲーム制作事業等を行う事業者・個人 等	音楽関連事業、被災地支援事業、食品、酒造、衣料品 等
クラウドファンディングポータル数シェア	約 28%	約 43%	約 15%
代表的ポータル	GofundMe(米国) GlobalGiving(米国) Causes(米国) Just Giving(英国)	Kickstarter(米国) Indiegogo(米国) READY FOR?(日本) CAMPFIRE(日本)	Crowdcube(英国) Seedrs(英国) ミュージックセキユリティーズ(日本)

(出所) 各種ウェブサイト、Crowdfunding industry report(Crowdsourcing.org)

- ※ ポータルの中には寄付型・購入型双方を取り扱っているものもある。
- ※ 上記のほか、匿名組合契約に基づき投資家から出資を募り、集めた資金の貸付けを行うといった形態も存在。
- ※ 米国における投資型では、適格投資家 (accredited investors) 向けのポータルサイト (例: AngelList、Microventures 等) が存在する。

金商業の業務、財産規制及び兼業規制

業の種類	第 1 種金融商品取引業者 (金商法第 28 条第 1 項)	第 2 種金融商品取引業者 (金商法第 28 条第 2 項)	投資運用業 (金商法第 28 条第 4 項)
業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 流通性の高い有価証券(金商法第 2 条第 2 項各号のいわゆる「みなし有価証券」以外のもの)について、売買・市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引、当該取引の媒介・取次ぎ・代理、当該取引の委託の媒介・取次ぎ・代理、有価証券等清算取次ぎ、売出し、募集・売出し・私募の取扱い ② 店頭デリバティブ取引又はその媒介・取次ぎ・代理 ③ 有価証券の引受け ④ いわゆる PTS(私設取引システム)業務 ⑤ 有価証券等管理業務 	<ul style="list-style-type: none"> ① 金商法第 2 条第 8 項第 7 号に掲げる行為(投資信託受益証券、抵当証券、集団投資スキーム持分等の募集・私募) ② いわゆる「みなし有価証券」(金商法第 2 条第 2 項各号に掲げる権利)について、売買・市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引、当該取引の媒介・取次ぎ・代理、当該取引の委託の媒介・取次ぎ・代理、有価証券等清算取次ぎ、売出し、募集・売出し・私募の取扱い ③ 有価証券に関連しない市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引、当該取引の媒介・取次ぎ・代理、当該取引の委託の媒介・取次ぎ・代理 ④ 金融商品取引業に該当するものとして政令において指定される行為 	<ul style="list-style-type: none"> ① 金商法第 2 条第 8 項第 12 号に掲げる行為(登録投資法人の資産運用委託契約及びその他投資一任契約に基づく、有価証券・デリバティブ取引への投資運用) ② 金商法第 2 条第 8 項第 14 号に掲げる行為(有価証券・デリバティブ取引に対する投資として行う投資信託・外国投資信託の運用) ③ 金商法第 2 条第 8 項 15 号に掲げる行為(信託受益権や集団投資スキーム持分の権利者から出資又は拠出を受けた金銭等を、主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資として行う運用)
財産規制	最低資本金 5,000 万円 (元引受業務を行う者は 5 億円) (PTS 業務を行う者は 3 億円) 自己資本規制	最低資本金/営業保証金 1,000 万円	最低資本金 5,000 万円
兼業規制	あり(金商法第 35 条第 1 項)	なし(金商法第 35 条の 2)	あり(金商法第 35 条第 1 項)

金商業者の登録拒否要件

(金商法 29 条の 4 関係)

第 1 種金商業	投資運用業	第 2 種金商業	投資助言・代理業
<p>1. いずれの業を行おうとする者についても共通して適用される登録拒否要件</p> <p>(1) 一般的拒否事由 イ) 過去 5 年以内に金商業者の登録等を取り消されたことがある者 ロ) 金商法その他の法律により罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ハ) 他に行う事業が公益に反すると認められる者 ニ) 金商業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者 (2) 登録申請者が法人である場合の拒否事由 役員又は政令で定める使用人に法定の欠格事由に該当する者のある者 (3) 登録申請者が個人である場合の拒否事由 法定の欠格事由に該当する者又は政令で定める使用人に法定の欠格事由に該当する者のある者</p>			
<p>2. 第 1 種金商業、投資運用業又は第 2 種金商業を行おうとする者に適用される登録拒否要件</p> <p>資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者。具体的には、 (1) 有価証券の元引受けであって、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるものを行おうとする場合：30 億円 (2) (1) 以外の有価証券の元引受けを行おうとする場合：5 億円 (3) 第 1 種金商業又は投資運用業を行おうとする場合：5,000 万円 (4) 第 2 種金商業を行おうとする場合：1,000 万円 (5) 適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合：1,000 万円</p>		—	
<p>3. 第 1 種金商業又は投資運用業を行おうとする者に適用される登録拒否要件</p> <p>(1) 株式会社又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人でない者（第 1 種金商業を行おうとする場合にあっては国内に営業所又は事務所を有する者に限る） (2) 純財産額が政令で定める金額（上記 2. と同様）に満たない者 (3) 他に行っている事業が法 35 条 1 項に規定する業務（付随業務）及び法 35 条 2 項に規定する業務（届出業務）のいずれにも該当せず、かつ、当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者 (4) 個人である主要株主のうちに法定の欠格事由に該当する者のある者 (5) 法人である主要株主のうちに法定の欠格事由に該当する者のある者</p>		—	—
<p>4. 第 1 種金商業を行おうとする者に適用される登録拒否要件</p> <p>(1) 自己資本規制比率が 120% を下回る者 (2) 他の第 1 種金商業者が現に用いている商号と同一の商号等を用いようとする者</p>	—	—	—

参照条文

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（契約締結前の書面の交付）

第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 当該金融商品取引契約の概要
- 四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
- 五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨
- 六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨
- 七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

2・3 （略）

参照条文

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

（禁止行為）

第百十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（二に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であって同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 上場有価証券等書面

ハ 第八十条第一項第三号に掲げる場合にあっては、同号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

二 契約変更書面

二～三十四 （略）

2～22 （略）